# 備前市移住体験住宅概要

| 吉永住宅<br>（吉永町岩崎381－2） | 構造 | 面積（間取り） | 建設年 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | 木造平家建 | 46．79㎡<br>1LDK | 平成7年 | 駐車場敷地内1台程度<br>（入り口が狭い） |

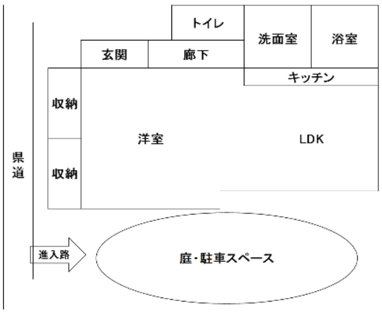

○利用できる方の要件

・備前市への移住を希望している方。

・移住体験住宅敷地内の維持管理を適切に実施できる方。

・備前市暴力団排除条例（平成23年条例第31号）第2条第4号に規定する暴力団関係者でないこと。

○利用できる期間

1月6日から12月25日までの間で、利用開始日から起算して27泊28日以内です。

利用期間を延長することはできません。

※短期ご利用の場合は備前市移住調査宿泊費補助金（1 人 1 泊 4.000 円以内補助）をご利用ください。詳細は別紙参照

○利用料のお支払い

**利用料は1日1,000円（1泊2日の場合は2,000円）です。**

※キャンセル等による利用料の返金はいたしませんので、ご了承ください。

○施設利用開始時

（1） 事前に申請した到着日時に、備前市役所（本庁）土地住宅政策課（TEL：0869-64-2225）までお越しください。

（2） 利用許可書及び利用料の納付を確認した後、移住についてのヒアリングを 30 分程度行います。

（3） 受付時には、次のものをご持参ください。

- 身分証
- 利用許可証
- 利用料の納付が確認できるもの
- 利用前アンケート

（4） 注意実行の説明、鍵の受け渡し終了後、体験住宅へ各自で移動をお願いします。

○施設利用終了時

退去時間は午前9時～午前11時までの間です。

利用期間が終了するまでにアンケートの記入をお願いします。退去される前に清掃・備品チェックを行い、担当者の確認を受けてください。確認後、鍵の返却と利用後アンケートの提出をお願いします。

○利用上の注意事項

・犬・猫等のペットを連れての利用はお断りしています。

・利用申請書掲載の申請者及び利用以外の方のご利用は固く禁じます。

・電話の設備は整っておりません。

・車を駐車区画以外に止めないようお願いします。

・敷地内では禁煙にご協力ください。なお、火気のお取り扱いは十分ご注意ください。

・電気、水道などは節度ある利用に努めてください。

・近所への迷惑行為は厳重に禁止します。また近隣住民の方と良好な関係に努めていただきますよう、お願いいたします。

・利用期間中に利用者の故意または過失による事故については、利用者の責任となります。

・利用者の責により施設や設備を損傷又は滅失した場合は、速やかに報告することとし、現状復旧のための費用負担をしていただきます。

・外出の際は戸締りを忘れず、貴重品の管理にも十分注意してください。

・設備の維持管理に努め、清掃等確実に行ってください。また、ゴミは決められた袋にいれて、指定日に決められた場所に置き、退去の際、ゴミ出しの指定日でない場合、ゴミをお持ち帰りください。

・退去の際、備品は元の場所に戻していただき、施設内を清掃し、カギ・アンケートと合わせて提出してください。

・利用者が施設の利用に際し、利用上の注意及び公の秩序に反する行為などをした場合は、強制的に退去していただきます。